

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月17日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	新座市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	母子家庭の母子、父子家庭の父子	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年11月11日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	23	
10. 保護評価書の名称	新座市 ひとり親家庭等医療費支給に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E6%96%B0%E5%BA%A7%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=22&count=20	
12. 委任関係		▼

執行機関名 新座市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新座市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年新座市条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新座市個人番号の利用に関する条例 別表第一第四の項 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年新座市条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その(生活の安定と向上)のために必要な措置を講じ、もって(母子家庭等及び寡婦)の(福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を支給することにより、(ひとり親家庭等)の(生活の安定と自立を支援)し、もって(ひとり親家庭等)の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新座市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年新座市条例第19号) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成4年11月6日規則第27号)